第二項の表大子タカンの項中「GOC」を「GOT」に、「大子VORと組合せVORTACとして運用」を「なし」に改め、同表銚子タカンの項中「CVC」を「CVT」に、「銚子VORと組合せVORTACとして運用」を「なし」に改め、同表御宿タカンの項中「OJC」を「OJT」に、「御宿VORと組合せVORTACとして運用」を「なし」に改め、同表新島タカンの項中「NJC」を「NJT」に、「新島VORと組合せVORTACとして運用」を「なし」に改める。

第三項の表大阪ＩＬＳの項中「324°」を「322°」に改める。

第四項の表福島ＤＭＥの項中「8時30分から20時まで」を「24時間」に改め、同表阿見ＤＭＥの項中「TLE」を「TLD」に、「阿見VORと組合せVOR／DMEとして運用」を「なし」に改め、同表館山ＤＭＥの項中「PQE」を「PQD」に、「館山VORと組合せVOR／DMEとして運用」を「なし」に改め、同表大阪ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十七年三月五日から施行する。ただし、第一項の表大阪VORの項、第三項の表大阪ＩＬＳの項及び第四項の表大阪ＤＭＥの項の改正規定は、同年二月五日から施行する。

○国土交通省告示第十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上台沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県山本郡三種町森岳

字上台　一六番二　一号から八号まで

○国土交通省告示第二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

迫川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十五年建設省告示第千百八十号で指定した一迫川に掲げる土地、昭和二十六年建設省告示第千四十号で指定した一迫川に掲げる土地、昭和五十二年建設省告示第千三百六十六号で指定した同号三に掲げる土地、平成二十二年国土交通省告示第千五十八号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

宮城県栗原市花山

字本沢穴ノ原　二四番二　一号及び二号

字本沢切留　二三番五　三号から六号まで

六番八　二三番一　七号

四号から四十三号まで　三〇番　八号

六番二〇　四十四号及び四十五号　二〇番　九号及び十号

六番二一　四十六号及び四十七号　一九番二　十一号から十七号まで

七番九　四十八号から五十五号まで　二九番　十八号から二十号まで

二十番　五十六号　一八番四　二十一号から二十三号まで

七番一一　五十七号　一八番三　二十四号から二十七号まで

七番一〇　五十八号から六十一号まで　二八番　二十八号

一〇番　六十二号から六十五号まで　二七番　二十九号

一一番　六十六号から六十八号まで　一七番六　三十号から三十九号まで

一四番一　六十九号から七十二号まで

一四番二　七十三号から七十八号まで

一五番五　七十九号及び八十号

一六番六　八十一号及び八十二号

○国土交通省告示第二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

洞野川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和三十六年建設省告示第二百七十二号で指定した洞谷川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県郡上市明宝大谷

字洞野　七二四番　一号

七二一番一の四　二号

七二一番一の三　三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱四号と六号を昭和三十六年建設省告示第二百七十二号で指定した洞谷川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県郡上市明宝大谷

字洞野　七三一番一の七　四号

七三一番一の二　五号

七三一番一　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

出しヶ谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県飛騨市河合町稲越

字出ヶ洞　五一三番八　一号から五号まで

五一三番一三　七号及び八号

字前平　五一一番一　九号及び十号

字だしの谷　五三七番　十一号及び十二号

字宮ノ下　四九三番　十三号

四九二番二地先道路敷　十四号

五六二番一地先道路敷　十五号

字坂下

○防衛省告示第八号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年一月八日

防衛大臣　中谷　元

期　間　平成二十七年一月十五日から同年三月十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年一月八日

防衛大臣　中谷　元

期　間　平成二十七年一月十五日から同年三月十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。